

第十一章 他の機関等の協力応援

第十一章 他の機関等の協力応援

第一節 洪水予報連絡会

県は、中部地方整備局、名古屋地方気象台、関係隣接県、関係市町村及び関係諸団体で結成された木曽川洪水予報連絡会、庄内川洪水予報連絡会、矢作川洪水予報連絡会、豊川・豊川放水路洪水予報連絡会を通じ、中部地方整備局管内河川事務所と名古屋地方気象台が共同して発表する木曽川（中流・下流）洪水予報、長良川（下流）洪水予報、庄内川洪水予報、矢作川洪水予報及び豊川・豊川放水路洪水予報に必要な雨量、水位、流量の観測及び通報に協力し、各県の水害の軽減に努めるものとする。

新川、天白川、日光川及び境川・逢妻川については洪水予報連絡会に準じて担当者会議を設置している。

第二節 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

県は、県管理河川等を対象に、中部地方整備局、名古屋地方気象台、関係市町村、関係諸団体とともに、法第 15 条の 10 に基づく大規模氾濫減災協議会として、水防災協議会を設立した。

水防災協議会において、中小河川等における氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、円滑かつ迅速な避難的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各機関が計画的・一体的に取り組んでいくこととしている。

県管理河川等を対象とした水防災協議会は表 1 のとおりであり、表 2 の直轄河川の水防災協議会と連携を図るとともに、水災害に備え国や市町村などとの連携を強め、水害の軽減に努めるものとしている。

表 1 県管理河川等を対象とした水防災協議会の設立状況（法第 15 条の 10）

協議会の名称	事務局	構成員
庄内川・木曽川圏域 水防災協議会	県：建設局	県：建設局（河川課、圏域内建設事務所）、防災安全局 市町村：25 市町村、水害予防組合：1 団体、水防事務組合 1 団体、気象台：名古屋地方気象台 中部地方整備局(オブザーバー)：庄内川河川事務所、木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所
知多半島圏域 水防災協議会	県：建設局	県：建設局（河川課、圏域内建設事務所）、防災安全局 市町村：7 市町 気象台：名古屋地方気象台 中部地方整備局(オブザーバー)：河川部 地域河川課
矢作川圏域 水防災協議会	県：建設局	県：建設局（河川課、圏域内建設事務所）、防災安全局 市町村：14 市町 気象台：名古屋地方気象台 ダム管理者：矢作ダム管理所、中部電力株式会社越戸水力制御所 中部地方整備局(オブザーバー)：豊橋河川事務所
豊川圏域 水防災協議会	県：建設局	県：建設局（河川課、圏域内建設事務所）、防災安全局 市町村：8 市町村 気象台：名古屋地方気象台 ダム管理者：水資源機構豊川用水総合事業部 中部地方整備局(オブザーバー)：豊橋河川事務所

表2 直轄河川を対象とした水防災協議会（法第15条の9）

協議会等の名称	事務局
木曽川上流水防災協議会	木曽川上流河川事務所
木曽川下流水防災協議会	木曽川下流河川事務所
土岐川・庄内川の水害から命を守るための会議	庄内川河川事務所
矢作川水防災協議会	豊橋河川事務所
豊川水防災サミット	豊橋河川事務所

第三節 応援及び応援等の相互協定

1 居住者の義務等

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は水防活動上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立入りを禁止し、制限し若しくは退去を命ずることができる。（法第21条第1項）

水防管理者、水防団長等は水防上やむを得ない必要があるときはその区域内の居住者又は水防現場にいるものを水防に従事させることができる。（法第24条）

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示することができる。（法第29条）

2 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。（法第22条）

3 他の水防管理団体の応援

水防管理者は、緊急の場合必要に応じ他の水防管理者、市町村長、消防長に対して応援を求めることができる。（法第23条第1項）

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合において、水防管理者が、「愛知県内広域消防相互応援協定」に該当する市町村長であるときは、同協定及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより相互応援を行い、前記以外の水防管理者については県へ応援を要請するものとする。

応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

4 自衛隊の応援

(1) 災害派遣要請者

知事

(2) 災害派遣要請手続

知事は、災害派遣要請の必要があると認めたとき、又は、水防管理者から災害派遣要請の依頼を受けてその必要を認めたときは、ただちに派遣要請の手続きをとるものとする。（自衛隊法第83条第1項、災害対策基本法第68条の2第1項）

(3) 災害派遣部隊の受け入れ

水防管理者は、次の事項に留意し、自衛隊の応援活動が充分達成されるよう努めるものとする。

ア 宿泊施設及び車両等の保管場所を準備すること。

イ 派遣部隊との連絡員の決定をすること。

ウ 応援を求める内容、所要人員及び資器材等の確保について計画を立て、部隊到着後すみやかに作業ができる準備をすること。

エ 派遣部隊を目的地へ誘導するとともに部隊の指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合、重複することなく効果的な作業分担ができるよう配慮すること。

(4) 自衛隊の派遣について

この計画に定めるもののほかは、「愛知県地域防災計画」及び「愛知県災害対策実施要綱」に定めるところによる。

5 相互応援協定

水防管理団体は隣接水防管理団体と、協力応援等の水防事務に関して、相互協定をし水防計画に定めるものとする。

第四節 河川管理者の協力事項

指定水防管理団体が行う水防のための活動に、河川管理者の協力を得ることとして、当該指定水防管理団体の水防管理者が水防計画に河川管理者が協力する事項を記載するときは、水防法第33条第4項で準用する第7条第3項により、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得ることとされている。

本水防計画においては、水防管理者が行う河川管理者（国土交通大臣および愛知県知事）との協議に資するため、河川管理者が協力を行うこととする事項は、以下のとおりとする。

1 国の協力事項

河川管理者たる国土交通大臣（中部地方整備局長）が、指定水防管理団体が行う水防のための活動に協力する事項は、次のとおりとする。

（河川管理者の協力事項）

第1条 河川管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 一 河川に関する情報の提供
- 二 重要水防箇所の合同点検の実施
- 三 水防管理者が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 四 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 五 水防活動の記録及び広報

（河川に関する情報の提供）

第2条 前条第一号に関し、河川管理者は、水防管理団体への情報伝達の方法を定めるものとする。

る。
(以下省略)

2 県の協力事項

河川管理者たる愛知県知事が、水防管理団体が行う水防のための活動に協力する事項は、次のとおりとする。

河川管理者たる愛知県知事は、水防管理団体が行う水防のための活動のため、自らの業務に照らし可能な範囲で、以下のとおり水防管理者に協力する。

- 一 水防管理団体への情報伝達の方法を定め、河川に関する情報を提供する。
- 二 水防管理者が行う水防訓練及び水防技術講習会へ参加する。
- 三 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際し、河川管理者が河川管理施設の応急復旧のために備蓄している土砂その他の資器材を提供する。
- 四 水害に関する地域住民への啓発を行う。

第五節 河川管理者の備蓄資器材

水防管理団体が行う水防のための活動に協力することとして、各河川管理者が備蓄している資器材等は以下のとおりである。

(1) 国土交通大臣

備蓄施設の名称	所在	資器材の種別備蓄数量	備考
矢作川森町地区河川防災ステーション	豊田市森町一丁目90番地	土砂 1500 m ³ 、根固ブロック 30 個、木杭、ロープ類、土のう袋、鉄線、ビニールシート等	ヘリポートあり
木曽川高畑地区河川防災ステーション	愛西市給父北部 13 番地	土砂 47000m ³ 、根固ブロック約 604 個	ヘリポートあり
庄内川清須地区河川防災ステーション	清須市西枇杷島町南松原地先	土砂 3000 m ³ 、テトラポッド約 1000 個、木杭約 110 本、土のう袋約 1700 枚、オイルマット約 250 枚等	ヘリポートあり
矢作川志貴野地区河川防災ステーション	西尾市志貴野町地内	根固ブロック 1350 個、石材 2200 m ³ 、木杭、ロープ類、土のう袋等	ヘリポートあり

(2) 愛知県知事※

備蓄施設の名称	所在	資器材の種別備蓄数量	備考
日光川河川防災ステーション	愛西市諸桑町地内	土砂 2500m ³ 、トンパック土のう 200 袋等	ヘリポートあり

※他に「水防倉庫」43 棟に各種資器材あり（資料編第 1 参照）

第六節 河川管理者からの情報提供（ホットライン）

洪水、高潮の際に、浸水が想定される区域を有する市町村長が行う避難指示等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者としての建設事務所長が氾濫のおそれがあるときなどに、自ら市町村長本人へ直接情報を伝える仕組みを構築し、「ホットライン」運用要綱を定め、運用する。